

公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団

後援等の許可に関する要綱

(目的)

第1条 この内規は、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）が、高槻市における芸術文化の振興及び地域文化の創造に資する事業並びにスポーツ活動の振興事業を展開するに当たり、後援、協力及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)後援 許可を受けようとするものが行う事業について、事業団がその趣旨や内容に賛同し、応援することを対外的に表明すること（事業団の名義使用以外の支援はない。また、事業団は事業に関する責任を負わない。）。

(2)協力 許可を受けようとするものが行う事業について、事業団がその趣旨や内容に賛同し、その実施について支援をすること（物品の貸出、場所の提供、情報の提供等、軽微な範囲で支援することができる。また、安全管理やリスク管理等の見地から、事業内容の変更や条件を付することができるが、事業団は事業に関する責任を負わない。）。

(3)共催

ア 許可を受けようとするものが行う事業について、事業団が事業の企画又は運営に参加し、事業団が事業の経費及び人的な支援をすること（前号における支援に加え、広報活動、会場の確保、チケットの販売、参加賞等粗品の提供、準備に伴う軽微な人的支援等を行うことができるが、事業団に過度の負担とならない範囲とする。）

イ 事業団単独での企画、実施が困難な場合等、経費の一部を負担することにより新たな意義及び利益を創造できる事業については、次に掲げる支援を行うことができる。

(ア) 施設使用に関する費用の負担

(イ) 舞台管理及び運営に関する費用の負担

(ウ) 告知及び広告に関する費用の負担

(エ) その他、理事長が必要と認めるもの

(対象)

第3条 後援等の対象は、団体又は個人で、原則として市内において芸術文化の振興及び地域文化の創造に資する事業並びにスポーツ活動の振興事業を計画的、継続的に行っているもの。

(許可基準)

第4条 後援等を許可する事業は、次の各号に定める要件のすべてを満たすことを必要とする。

- (1) 事業団定款第3条に規定する目的に沿った事業であること
 - (2) 広く一般市民が参加できる事業であること
 - (3) 営利性の強い事業並びに政治・布教を目的とする事業でないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、後援等を行うことが事業団として適当であると理事長が認めたときは、共催を行うものとする。

(申請)

第5条 後援等を希望するものは、後援等申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。その場合、主催者の概要、事業計画書、収支予算書等の資料を添付して理事長に提出しなければならない。また、必要に応じて理事長が求める資料の提出をしなければならない。

(許可通知)

第6条 理事長は、前条の申請書を受領し、後援等の支援が適当と認めたときは、当該申請者に対し後援等許可通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 後援等として事業を実施するにあたり、必要に応じて覚書等の書面を別途取り交わすものとする。

(事業報告)

第7条 前条の許可を受けたものは、事業終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が認めたときは、これを省略することができるものとする。

(許可後の変更)

第8条 申請者は、第6条に規定する許可の通知を受けた後に、第5条の後援等申請書の記載した事項に変更があるときは、速やかに文書で理事長に報告しなければならない。

(許可の取消し)

第9条 理事長は、許可を受けた事業内容と異なる事業の実施、不正あるいは虚偽の申請及び事業団の信用と名誉を毀損する行為等があった場合、後援等取消通知書(様式第3号)により後援等の許可を取り消すことができる。このとき、事業団が提供した支援について返上及び返却を求め、別途取り交わした覚書等も取り消すものとする。

(その他)

第10条 この内規に規定するもののほか、必要な事項については、理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。